

人口減少下における農地等をめぐる現状と課題①

令和3年4月
農林水産省 経営局

目 次

1	農林水産業・地域の活力創造プラン（令和2年12月15日）	・ ・ ・	1
2	検討の背景	・ ・ ・	3
3	人・農地プラン	・ ・ ・	6
4	農地バンク等	・ ・ ・	1 1
5	人の確保・育成等	・ ・ ・	1 6
	（1）人の確保・育成	・ ・ ・	1 6
	（2）持続的な農地利用を支える取組の推進	・ ・ ・	2 4

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の主な改訂事項

プランの構成

1. 国外の需要をさらに取り込むための
農林水産物・食品の輸出促進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による
農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び
日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・
農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
8. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開
9. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
11. 東日本大震災からの復旧・復興
12. **ポストコロナに向けた農林水産政策の強化
(新規追加)**

第1章を輸出促進
の章として独立

今回の主な改訂事項

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

※ 新たに策定

- 2030年輸出額5兆円目標の達成に向け、以下を内容とする**新たな戦略**を決定
 - ①品目別の具体的目標を設定
 - ②マーケットインの発想でチャレンジする者を後押し
 - ③政府一体として輸出の障害を克服するための対応を強化

「みどりの食料システム戦略」の策定・実践

- 2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）を令和3年5月までに策定

人口減少等に対応した関連施策の見直し

- 本格化する人口減少を踏まえ、ポストコロナに向け、
 - ① 各地域において農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進に向けた関連施策
 - ② 農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策
 について検討し、令和3年6月までに取りまとめ

その他の政策改革

- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- 先端技術などを活用するスマート農林水産業を支える新たなサービス事業体等を支援する枠組みの構築
- 農山漁村発イノベーションの推進のための環境整備
- 農林水産業・食品産業のDXの推進（令和4年度までに農水省所管行政手続100%オンライン化等）

グリーン化・新たな人の流れ・規制改革・デジタル化にも対応

人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し

我が国において**少子高齢化・人口減少の本格化**が不可避

特に、高齢化が著しく進んでいる**地方の農業現場に深刻な影響**を及ぼす懸念

今後、輸出促進等を通じて農業が**成長産業**として発展していくためには、**農業生産基盤を強化**する必要

2021年6月までに次の観点から**人・農地など関連する施策の在り方**について検討し、その結果をとりまとめる。

① 各地域において農業経営を行う**人の確保と農地の適切な利用**を促進する

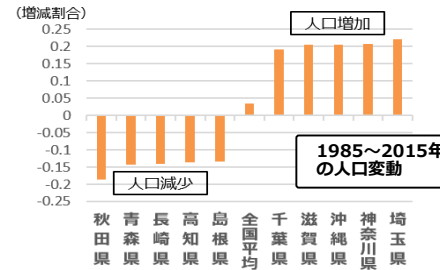
〔人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達 等〕

② ①を支え又は補完する**仕組み**を整える

〔労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託 等〕

③ 農山漁村での**所得と雇用機会の確保**、多様な農地利用等を促進する

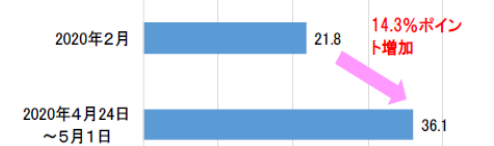
地方では人口が減少し、今後本格化していくことが不可避



資料：総務省「人口推計」をもとに、農林水産省経営局作成

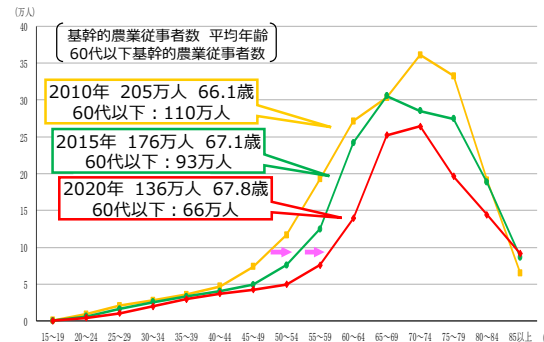
地方移住への関心の高まり

20代のU・ターンや地方での転職希望
～2月と比べて地方での転職希望者が増加～



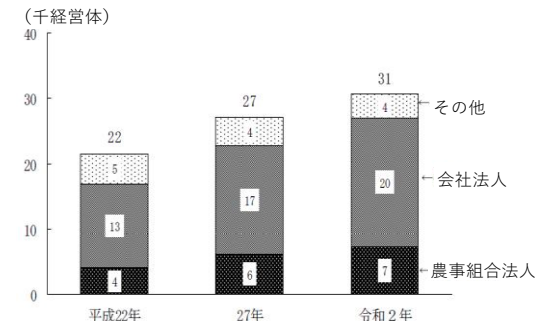
（備考）学情「Re就活」ウェブ調査により作成
資料：内閣府「経済財政諮問会議」（令和2年5月29日）資料

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



資料：農林水産省「農業センサス」（組替集計）

法人化している農業経営体数の増加



資料：農林水産省「農業センサス」

スマート農業の進展とサービス事業体の増加

サービス事業体による農作業受託（ピンポイント農薬散布）や農機シェアリング



労働力調整（他産地連携）



農業の成長産業化

- 農業について、**持続性を高め、食と環境を次世代に継承**していくため、**成長産業**として発展させていくことが重要。
- このため、**農地の集積**に加え、**輸出の促進**、**コメから高収益作物への転換**、**スマート農業の実装**、**環境と調和のとれた生産**など、成長産業化に向けた取組に**一層力を入れていく**必要。

農業の成長産業化に向けた取組

○農地バンクによる農地の集積

担い手の利用面積のシェア 48.7% (2013) → 57.1% (2019)

○農林水産物・食品の輸出促進

輸出額はここ7年で倍増 4,497億円 (2012) → 9,121億円 (2019)

○コメから高収益作物への転換

高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備等を推進

○スマート農業の実装

「スマート農業推進総合パッケージ」（令和3年2月改訂）に基づき、スマート農業の開発から普及までの取組を推進

○環境と調和のとれた生産（みどりの食料システム戦略）

食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現
（2050年までに**有機農業の取組面積を100万haに拡大等**）

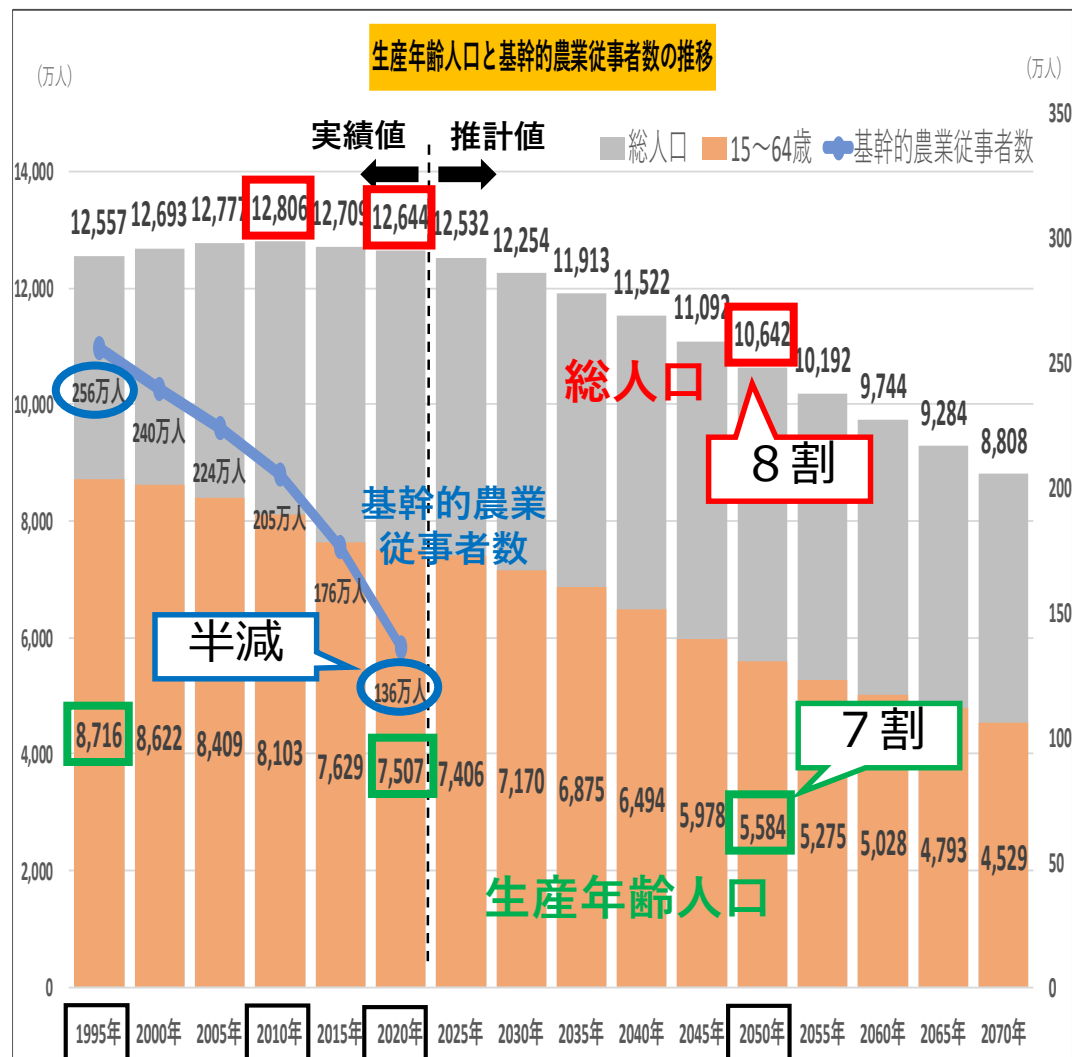
生産年齢人口と基幹的農業従事者数の推移

- 我が国において、高齢化・人口減少が本格化し、生産活動を支える生産年齢人口も減少。

約30年後は、

- ・ 総人口は、現在の **8 割** (10,642万人)
- ・ 生産年齢人口 (15～64歳) は、現在の **7 割** (5,584万人) となる見込み。

- 基幹的農業従事者は、25年前に比べておよそ半減しており、人口減少の本格化によって減少がさらに加速化するおそれ。



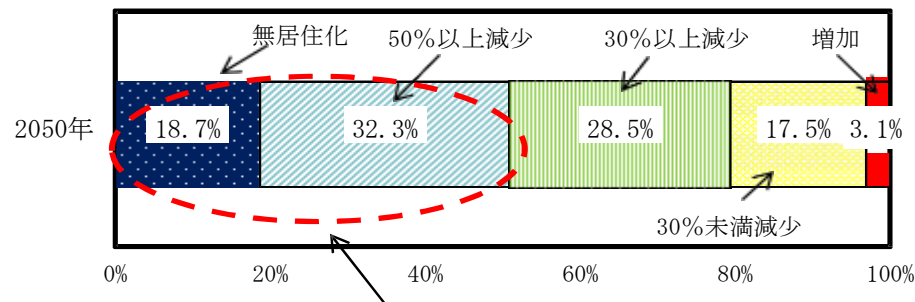
出典 総務省「国勢調査」・「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

出典 農林水産省「農林業センサス」

地方における人口減少の状況

- 人口減少は特に地方で著しく進展し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念。

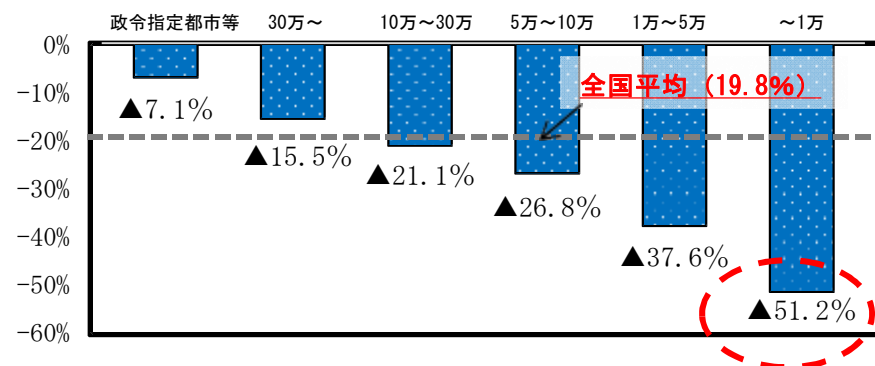
人口増減の割合別にみた地域数のシェア（2050年）



全国の約半数の地域（51%）で人口が半減

- 今後、農業の成長産業化を進めていく上で、生産基盤である農地について、人口減少に適切に対応しながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていく必要。

市区町村の人口規模別の人口減少率（2050年）



(備考)

- ・ 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。
- ・ 地域数は、国土全体の居住地域を1kmメッシュベースにしたもの

人・農地プランの取組状況①

- 今後、適切に利用されない農地が断続的に発生してくるおそれ。

- これに対処するには、各地域において、実効性あるものとして、人・農地プランを策定する必要。

〔令和元年6月からの人・農地プランの実質化の取組〕

①アンケート → ②現況把握 → ③将来方針

- このプランを踏まえて、持続的な農地利用の確保を図るべく、将来に向けた必要な取組を実践していく必要。

人・農地プラン

- ・ 地域の話合いに基づき、地域農業の中心となる経営体（中心経営体）や将来の農地の出し手の状況等を明確化する取組

- ・ 令和元年6月から、以下の実質化の取組を推進

①アンケート調査（農業者の年齢と後継者の有無等）

②現況把握（①の状況の地図化、後継者がいない農地の見える化）

③将来方針の作成（①②を基に地域の話合いで作成）

実質化された人・農地プランの例（山梨県甲州市玉宮地区）

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	65.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	40.6ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	23.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha

将来耕作が困難となる面積18.1ha（③の i と ii の合計）と、中心経営体の規模拡大意向1.0haを比較

現在の中心経営体では引き受けきれない

2 対象地区の課題

農家の平均年齢は70才を超えており（70.06才）、高齢化が進んでいる。また70才以上の耕作面積がその半分以上を超えている。
山間地は段々畑が多く、耕作放棄地は増加傾向。後継者の確保が最重要課題。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化により農家経営が困難となり、遊休化が進んでいる。地区内の中心経営体などへ農地の集約を推進し、それを防いでいく。

国、県、市などの補助事業を活用した認定新規就農者などの育成と確保を積極的に行い、集約を推進していく。

意欲的な営農を行っている農業者等であれば、プラン掲載の有無に関わらず集約を進め、地域全体で遊休化の防止を図っていく。

（中心経営体）

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受け意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認農	A	果樹	0.15ha	果樹	0.45ha
認農	B	果樹	0.74ha	果樹	1.15ha
認農	C	果樹	2.85ha	果樹	2.85ha
認農	D	果樹	0.82ha	果樹	1.07ha
認農	E	果樹	1.98ha	果樹	1.98ha
認農	F	果樹	1.06ha	果樹	1.10ha
計	6 経営体		7.60ha		8.60ha

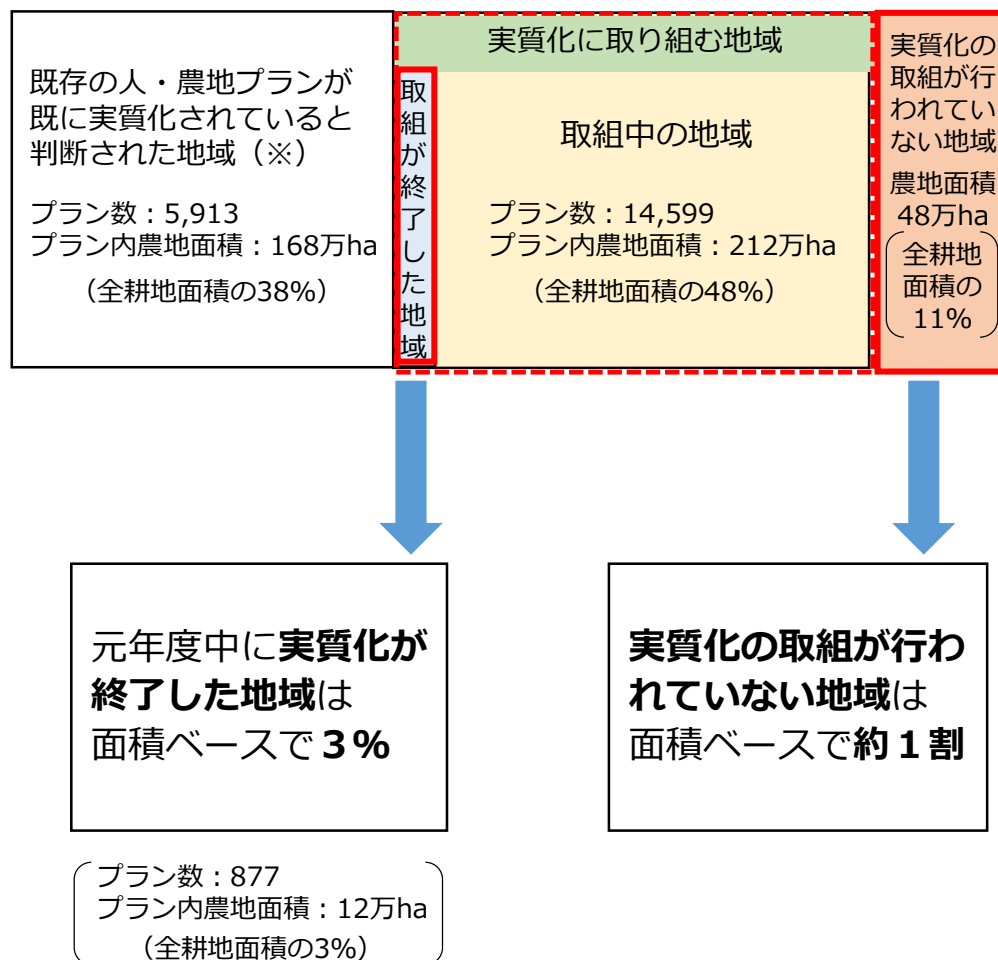
中心経営体の将来の規模拡大意向は8.6ha－7.6ha=1.0ha（1の④の数値）

注：数値は小数点第2位で四捨五入

人・農地プランの取組状況②

人・農地プランの実質化1年目の状況（令和元年度末現在）

- 人・農地プランの実質化の取組1年目の状況をみると、コロナ禍の影響等を考慮する必要はあるが、**取組に遅れ**が見られる状況。
- 持続的な農地利用の確保を図るためには、人・農地プランは、策定が望ましいものという位置付けではなく、地域農業の目指すべき姿を示すものとして**継続的に取り組む必要**。



※ 地域内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地域
 （受け手の現状経営面積＋将来の出し手の貸付予定面積）÷対象地域内の農地面積＞50%

資料：経営局経営政策課調べ

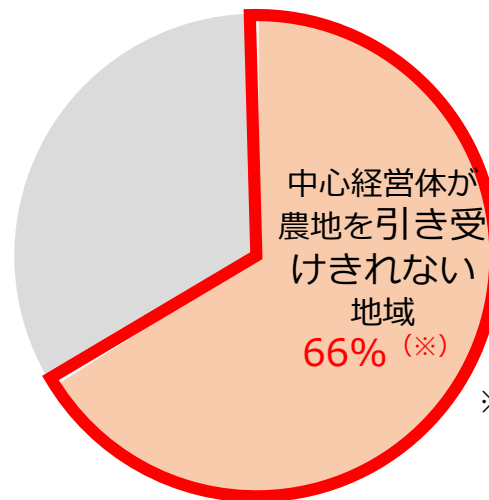
人・農地プランの取組状況③

○ 実質化の取組が終了した地域では、将来（5～10年後）、中心経営体（認定農業者等）が出し手の農地を受けきれない見込みのところが多く存在。

○ 中心経営体については、地域の内外から、認定農業者等だけでなく、これら以外の農業者、半農半X、新規就農者等で、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人を広く確保するとともに、これらの者が、農地利用をしやすいようにしていくことが必要。

令和元年度中に実質化の取組が終了した地域の状況
（プラン数877、プラン内農地面積12万ha）

約7割の地域で農地の受け手が不足



※ 後継者未定・不明の高齢農業者の農地があるプランのうち、中心経営体とその農地を引き受けきれないものの割合

資料：経営局経営政策課調べ

「中心経営体」とは
地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

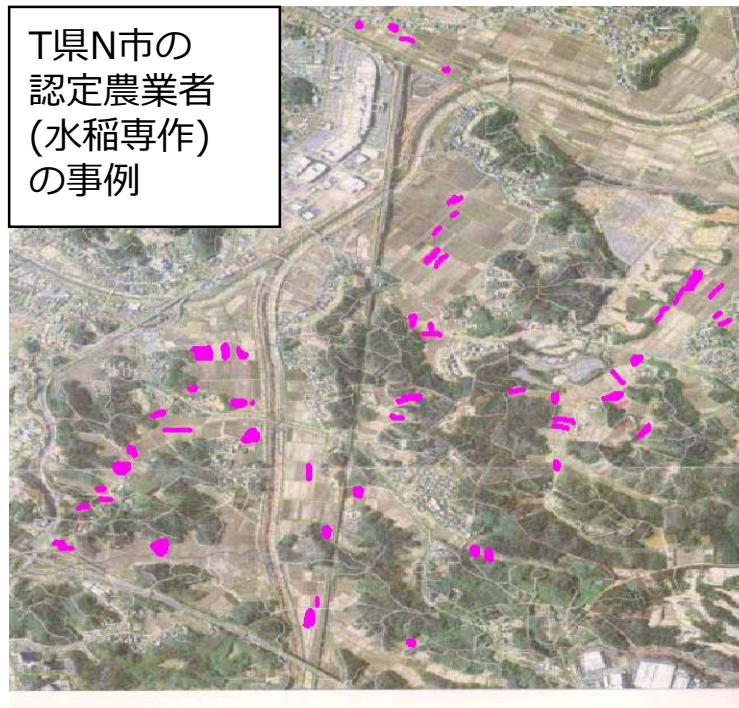
認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市町村の基本構想で定める所得水準の達成者など
（農林水産省経営局長通知）

人・農地プランの取組状況④（農地集約化）

- 地域で持続性をもった農地利用を確保するには、作業に手間のかかる**分散錯圃**の農地を、物理的にまとまった利用しやすい農地に変えていくことが必要不可欠。
- 分散錯圃のままでは、**農業の成長産業化に支障**。
 - ・ 連続して作業が行えず移動時間も増えるため、集積を進めても生産性が上がらない、受け手が新たな借入れを控える、農地が遊休化しやすい。
 - ・ ドローン等のスマート農業機械が有する省力化機能が十分に発揮できず、**実装の効果がない**。
 - ・ 輸出向けに有機栽培を行おうにも、他者が耕作する隣接ほ場から**農薬が飛散**。
 - ・ 米から高収益作物等に転換しようとしても、他者が耕作する隣接水田の影響で**湿害が発生**。

○分散錯圃の状況（担い手）

T県N市の
認定農業者
(水稻専作)
の事例



経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在している。
（1か所当たり平均23a。写真は一部。）

最も離れている**農地間**の直線距離は **5 km**。

出典：農林水産省「平成25年度農地の面的集積に関する市町村実態調査」

人・農地プランの取組状況④（農地集約化）

- 農地の集約化は、目指すべき具体的な姿を地図上に描き、その実現につながる貸借等を進めることで初めて実現するが、現在の人・農地プランには、抽象的な将来方針があるのみ。
- このため、人・農地プランの中で、将来目指すべき農地利用の具体的な姿を「目標地図」として明確化することが不可欠。

○分散錯圖の状況（地域全体）（N県N市の事例）

地域全体として農地利用が互いに入り組んでいる。



- 担い手A(個人) [1.8ha、12か所]
- 担い手B(個人) [1.3ha、9か所]
- 担い手C(個人) [5.0ha、13か所]
- 担い手D(個人) [4.2ha、15か所]
- 担い手E(法人) [1.2ha、4か所]
- その他の色 個人経営体

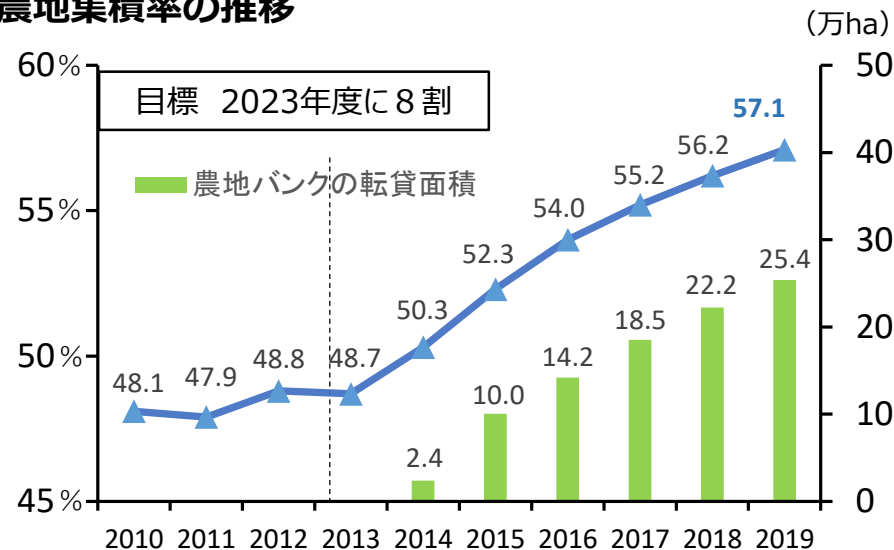
農地バンク等による農地利用調整①

- これまで、農地バンク等の活用により、農地の利用集積を進めてきているが、集積率目標8割（2023年度）に対して、実績は6割弱（2019年度末）の水準。

（農地バンクの転貸面積（25.4万ha）も、全農地（440万ha）の6%程度。）

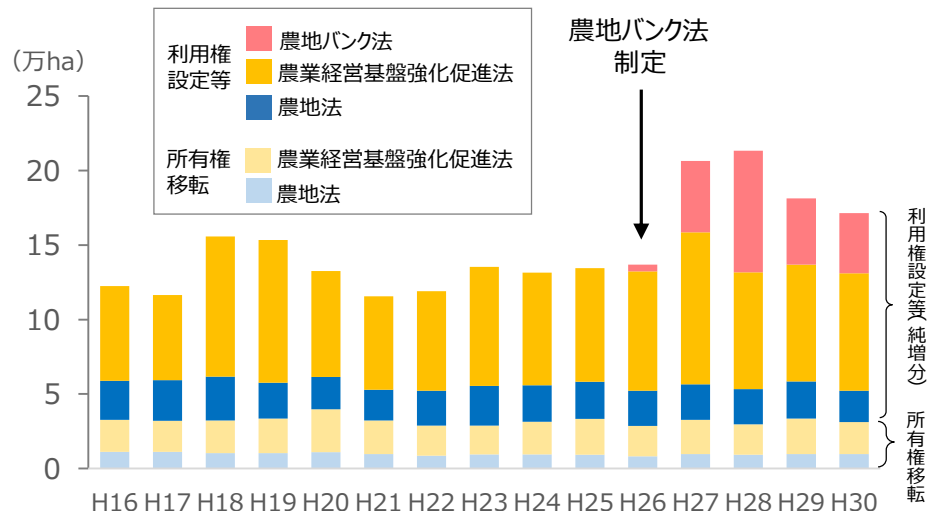
- 今後、高齢化・人口減少の進展に対応して、農地の集約化に力点を置いて、農地の利用集積の加速化等をはじめ、地域の農地の持続的な利用を確保していく必要。

○農地集積率の推移



資料：経営局農地政策課調べ

○農地の権利移動面積（フロー）



資料：経営局農地政策課調べ

農地バンク等による農地利用調整②（農地貸借のケース）

- 地域の目指すべき具体的な姿がない中で、農地バンク等の関係機関の活動は、公募や相談等を通じて把握された個別の貸借の要望を実現させるために調整することが中心とならざるを得ない。
- 農地の集約化は、こうした個々の要望に応じた貸借を重ねることで自動的に達成されるものではない。
- 今後は、農地バンク、農業委員会、市町村等の関係機関において、
 - ・ 農地バンクを軸とする明確な役割分担の下、
 - ・ 地域の目指すべき具体的な姿に向かって、
 - ・ 統一的な共通方針の下で、強力な働きかけ等を行い体系的に貸借等を進めるといったやり方に転換していく必要。

○農地バンクで農地の貸借に至る主なケース

＜出し手と受け手が決まっている場合＞

- ① 出し手と受け手が相対で事前に話をつけた後、貸借手続のため農業委員会や農地バンク等に相談。

＜出し手から相談がある場合＞

- ② 耕作の継続が困難な出し手が、農業委員会や農地バンク等に相談。農地バンクの借受公募者情報等を活用し、地域の担い手への働きかけ等により、受け手を探索。

＜受け手から相談がある場合＞

- ③ 規模拡大を希望する受け手が、農業委員会や農地バンク等に相談。貸出意向のある地域の所有者への働きかけ等により、出し手を探索。

＜関係機関が事前調整をする場合＞

- ④ 人・農地プランの話会いや、地域ぐるみでの新規就農・基盤整備の受入れ等の中で、農業委員会や農地バンク等が事前に貸借を調整。

資料：経営局農地政策課において農業委員会から聞き取り

農地バンク等による農地利用調整③（農地貸借のルート）

○ 農地の利用集積に向けた貸借は、これまで、主に

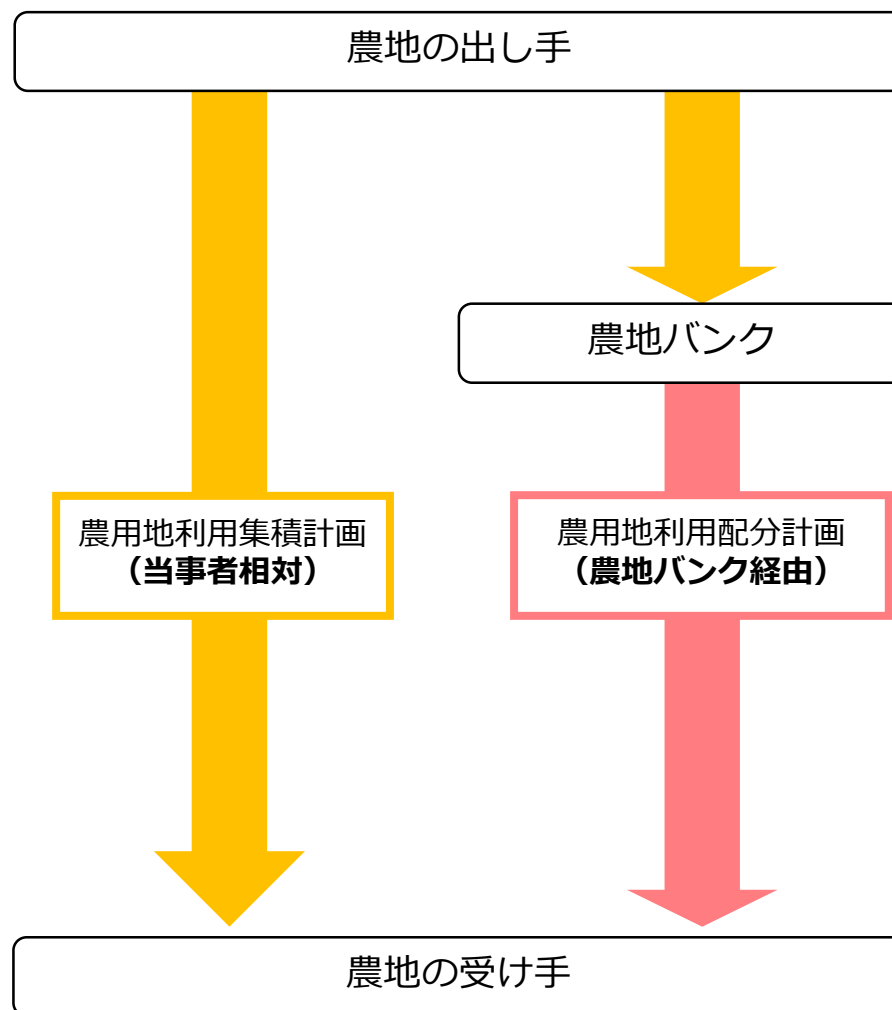
- ① 市町村が作成する「農用地利用集積計画」
（当事者同士の相対による貸付け）
- ② 農地バンクが作成する「農用地利用配分計画」
（農地バンクが一旦借り入れて再貸付け）

等の手法によって進められている。

○ しかし、農地の貸借を促進するルートが複数存在しているため、両者で取組が分散するという問題がある。

○ また、個々の要望に対応した相対の貸借を重ねても、地域の農地利用の望ましい姿を予定調和的に実現することは難しい。

○農地の貸借を促進する主な手法



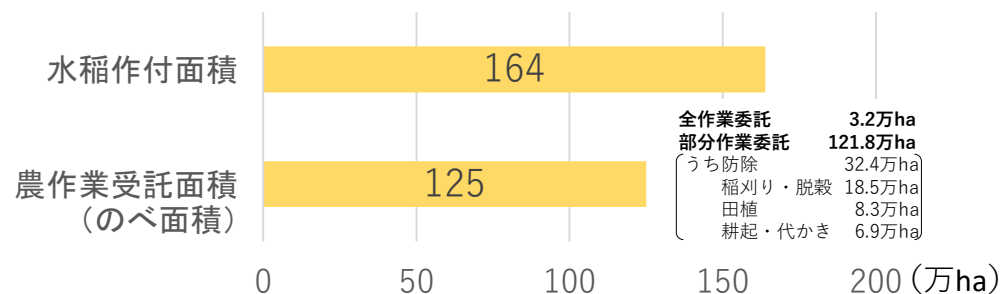
※ これらの手法以外に、農地法第3条に基づく農業委員会の許可がある。

農地バンク等による農地利用調整④（農作業受委託）

- 水稲作では、貸借に加えて、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り等の農作業受委託が広く行われている。
- 農地の貸借について出し手に一定の抵抗感がある中で、貸借だけでなく、よりハードルの低い農作業受委託を推進することで、農業生産の効率化の促進が期待。

○水稲作における農作業受委託の状況

水稲作では、農作業の全部又は一部について受委託が広く行われている。

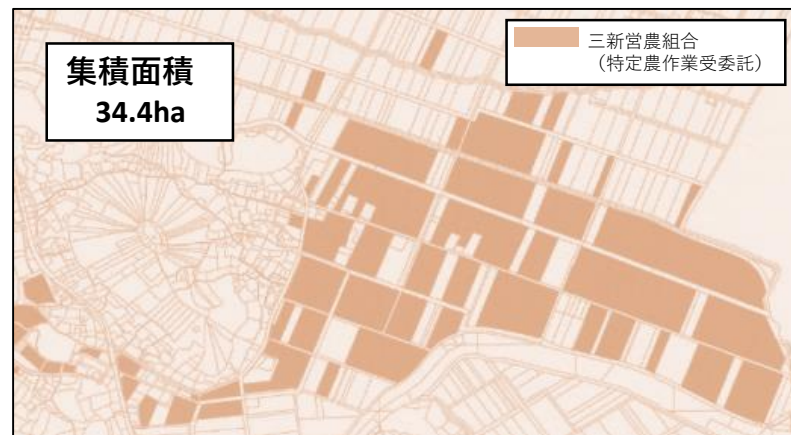


出典：水稲作付面積：平成26年耕地及び作付面積統計

農作業受託面積：2015年農林業センサス（全作業又は部分作業の受託面積の合計）

○農作業受委託による集落営農(非法人)への集積・集約化の例 （佐賀県嬉野市三新地区）

農作業受委託でも集積・集約化を進めることが可能。



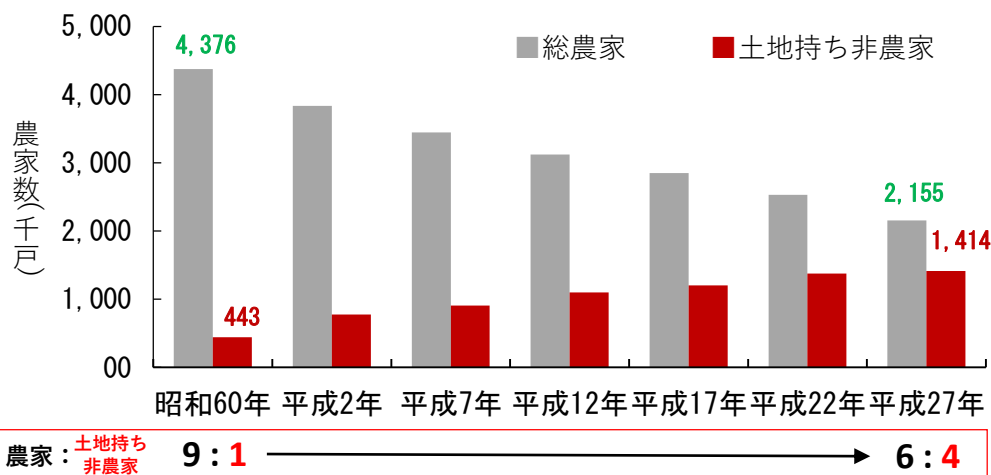
※当該営農組合は平成27年に法人化し、全経営耕地を農地バンクを介した貸借に切り替え。

農地バンク等による農地利用調整⑤（不在地主の増加）

- 出し手の農地を受けきれないことが懸念される中、公募などで受け手を探す機能を持つ農地バンクが中心となって、地域の内外から受け手を確保していく必要。
- また、相続が進み、地元にはいない所有者が増加することが懸念される中、都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地の有効利用を円滑に進めていくことが重要。

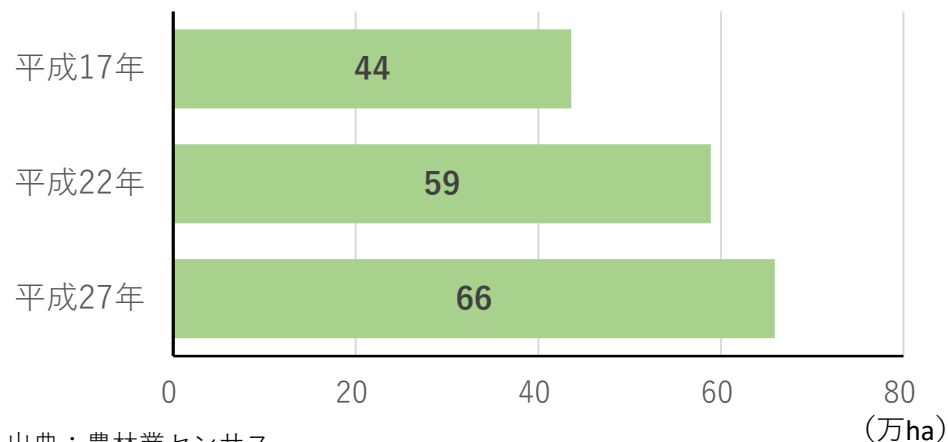
○農家及び土地持ち非農家数の推移

土地持ち非農家数は増加し、総農家数は減少。



○土地持ち非農家の所有耕地面積

土地持ち非農家の所有耕地面積も増加傾向。

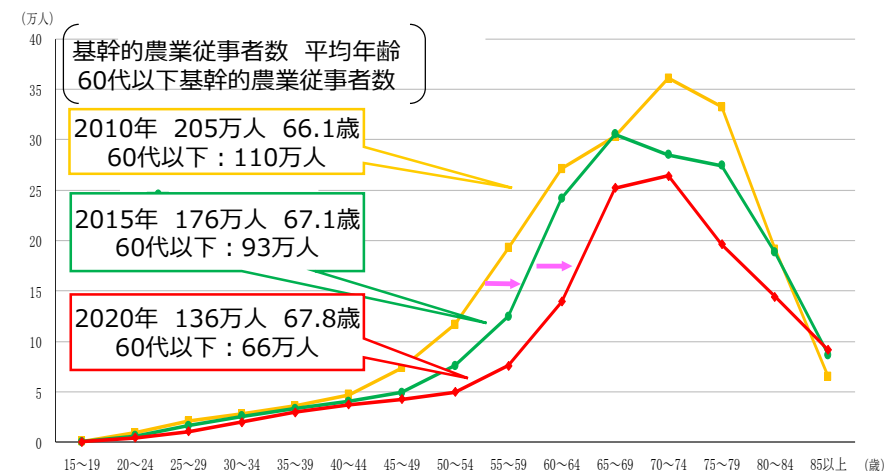


出典：農林業センサス

人の確保と育成

- 高齢化・人口減少が進展する中で、農地を持続性をもって最大限利用していくためには、農地利用を担う人の確保と育成を図ることが重要。
- 出し手の農地を受けきれない見込みの地域では、農地の受け手候補を地域内だけでなく地域外を含めて広く探していく必要。
- このためには、農地の受け手となる認定農業者、新規就農者等の確保と育成について、広域的な視点で調整していく観点から、例えば、県レベルにおいて、今後の基本的な取組方針の策定等を行うことが重要。

基幹的農業従事者数の減少と高齢化の進展



基幹的農業従事者：
販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（家事や育児が主体の主婦や学業が主体の学生等は含まない。）

資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

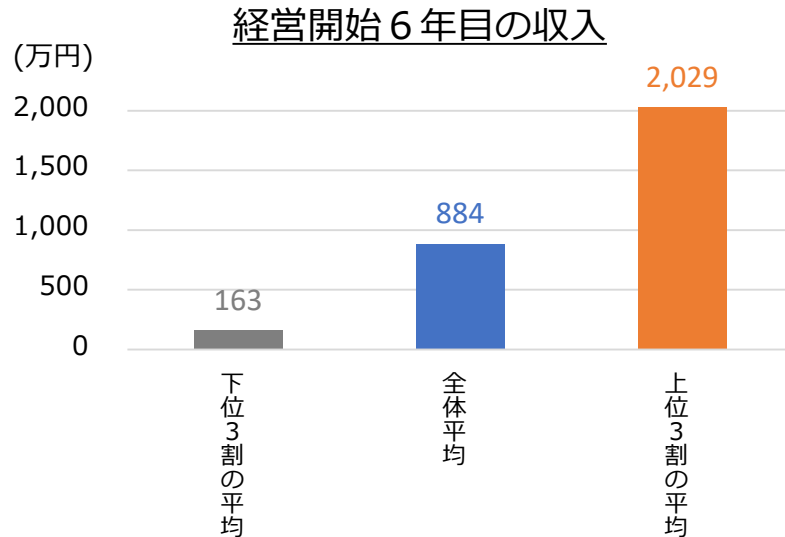
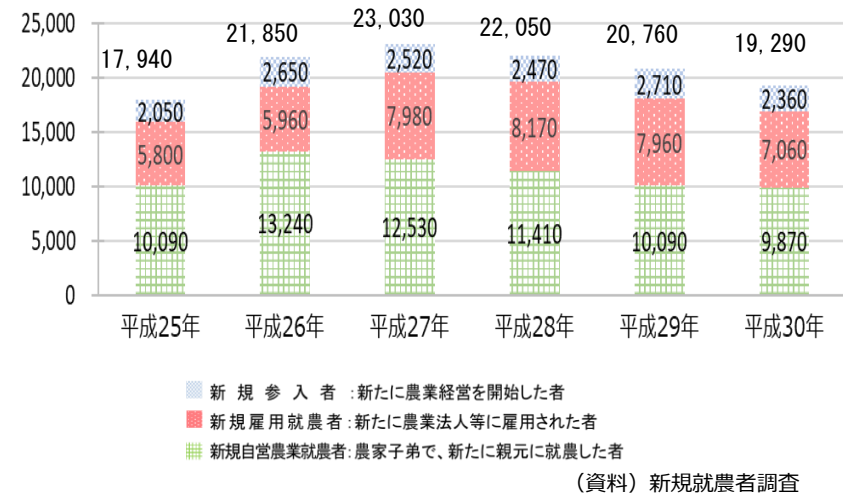
農業経営改善計画の広域認定の状況 (令和2年4月～令和3年1月末)

	認定件数
国認定（複数都道府県にまたがる計画）	89件
都道府県認定（複数市町村にまたがる計画）	1,299件

新規就農①

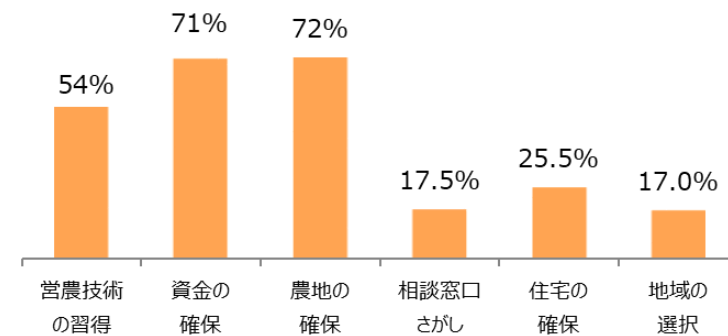
- 農業従事者の高齢化と急激な減少が進む中、産業としての農業の維持・発展には、将来の地域農業を担う若い就農者の確保・育成が重要。
- 新規就農者の多くは、「農地の確保」、「資金の確保」、「技術の習得」などを課題として挙げている。
- こうした課題について、準備段階や就農後の県・市町村やＪＡ、農業法人の総合的なサポートがあるところでは、順調に成果を上げている者が多い。

49歳以下の新規就農者数の推移



(資料) 農林水産省調べ

新規就農者の苦労したこと



(出典) 平成28年度新規就農者の就農実態調査(全国新規就農相談センター)

新規就農②

○ このため、県レベルで地域の関係者が一体となって戦略を立てるとともに、就農者一人一人のニーズが異なる中で、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援に重点をおいた施策を行っていくことが重要。

○ その際、国による新規就農施策のほか、多くの地方自治体においても、独自の支援を実施していることから、これらの支援をより効果的なものとするため、国の支援と有機的に連携していくことが必要。

農業次世代人材投資事業の概要

準備型

就農に向けて必要な技術等を習得するために**研修を受ける者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：最大**150万円/年**（最長**2年間**）

経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、**独立・自営就農する認定新規就農者**に対し、**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：経営開始**1～3年目150万円/年**

経営開始**4～5年目120万円/年**

新規就農支援策のある地方自治体の数

①都道府県段階：47全都道府県で実施

②市町村段階：

全市町村数	就農支援策のある市町村数
1,724	1,060

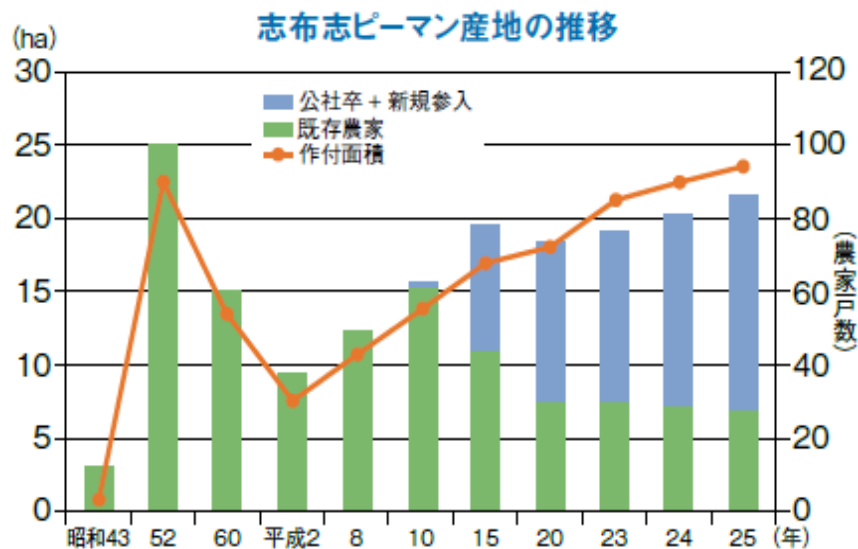
（資料）農林水産省調べ

自治体支援策(例)

1. 就農相談(移住担当部署との連携)
○ワンストップ支援窓口、就農相談員
2. 研修制度(研修費助成)
○研修員受入助成、研修指導者助成
3. 営農費助成
○施設整備補助、機械導入補助
4. 農地取得支援
○農用地取得費、幹旋
5. 住宅取得支援等(移住担当部署との連携)
○定住支援、家賃補助、生活費助成

事例① 鹿児島県志布志市

- ・ピーマン生産農家が減少する中、平成8年から行政とJAが連携して農業公社を立ち上げ、新規就農者の育成を開始。
- ・これまで128名の研修生を受入れ、113名が就農。現在はピーマン部会員のうち2/3を1ターン者が占める。
- ・研修は公社のハウスで実施するが、研修2年目は自ら生産したものを出荷して収益を得る仕組みとすることで、意欲的に技術習得。
- ・取組の結果、公社卒の新規参加者が増加し、作付面積も増加。



事例② 徳島県海部郡

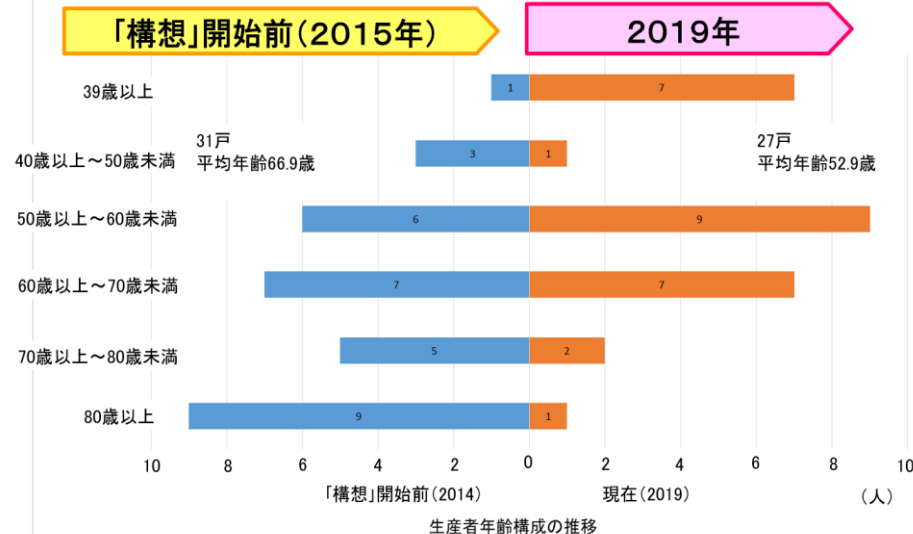
- ・きゅうり生産農家の減少と高齢化に危機感を持った町、県、JAが平成27年に「海部次世代園芸産地創生推進協議会」を設立。栽培面積、新規就農者等の増加を目指した「きゅうりタウン構想」を打ち出し、新規就農者を育成する「きゅうり塾」を開講。

就農1年目の収支モデル



- ・1年目で得られる所得を明確にして新規就農者を募集。
- ・独立就農する際にはJAが整備したハウスを新規就農者にリース。
(総費用約4,000万円、リース料120万円/年、リース期間終了後は就農者が所有)
- ・取組の結果、きゅうり生産者の若返りが図られた。

○「きゅうりタウン構想」開始前と2019年のキュウリ栽培者の年齢構成

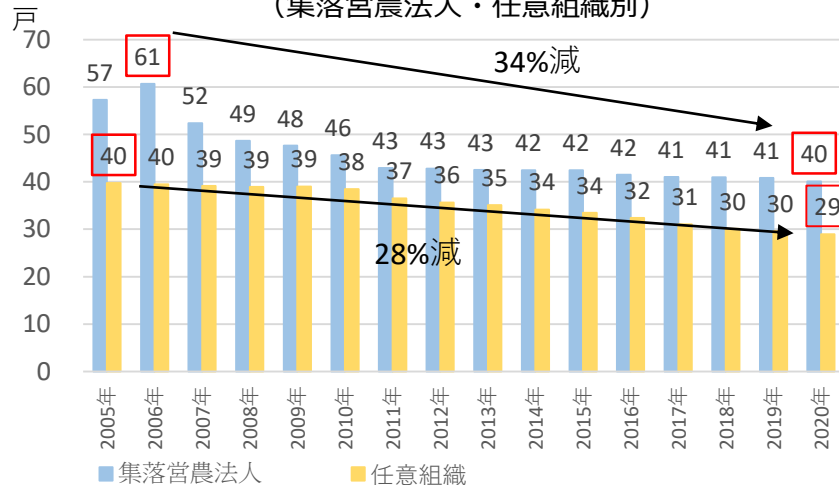


○ 地域の農地の維持や生産販売を行う集落営農は、農作業等を支える重要な労働力である構成農家が、法人、任意組織ともにピーク時から3割程度減少。

○ このため、複数の集落営農が共同して法人を設立し、人材確保、生産資材の一括購入、機械の共同利用、施設園芸の導入等に取り組むものも出現。

○ 農地の持続的な利用の確保や農業の成長産業化の観点から、集落営農の経営の多角化、高収益作物の導入等を図るとともに、広域化や法人化を加速することが重要。

1 集落営農当たり構成農家数の推移
(集落営農法人・任意組織別)

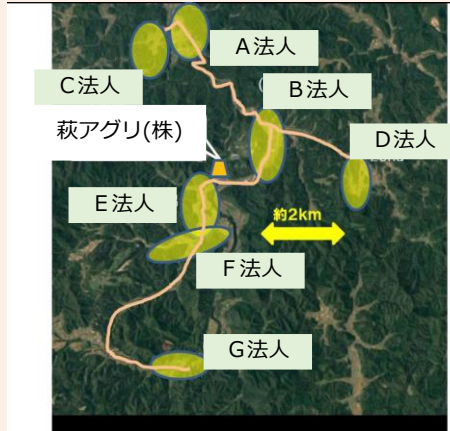


資料：集落営農実態調査（農林水産省統計部）

【集落営農の広域連合法人の事例】 （萩アグリ（株）（山口県萩市））

＜広域連合法人の役割＞

- ・市内の6集落営農法人が出資して、2016年に設立。後に1法人が出資
- ・**新たな人材の育成**や**新事業の展開**による集落営農法人及び地域の活性化
- ・**生産資材の一括購入、機械の共同利用**等によるコスト削減
- ・**法人間連携**による労力補完



＜収益向上と人材確保の取組＞

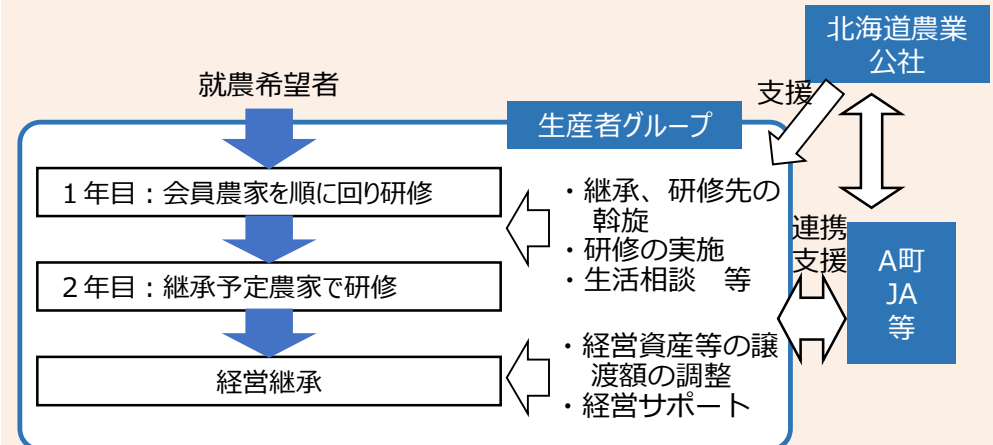
- ・周年雇用体制を確立するため、2018年から**冬春トマトの試験栽培**を開始。
- ・**2名の若者を雇用**して栽培ノウハウを蓄積。将来のトマト担当として育成。
- ・令和3年には取得した農地に環境制御システムを導入したハウス約60aを整備し、令和4年から本格的にトマト生産を開始する計画。



- 今後増加する出し手の農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源も、次世代に円滑に継承し、有効活用していくことが重要。
- 施設等の経営資源を、地域内外の受け手に円滑に引き継がれるようにするためには、技術・ノウハウ、販路等も含め、移譲者と継承者の十分な調整が必要。
- このため、地域を越えた広域での人材のマッチングや関係団体によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制の整備が必要。

生産者グループと関係機関が連携し、第三者継承を行った事例

- 2003年、後継者がいない酪農家8戸が新規就農者等への経営継承を支援するグループ「R&Rおんねない」を設立
- 同グループが就農希望者の研修受入先となり、町、JA等と連携し、研修先の調整、経営資産等の譲渡額の調整（施設、機械、乳牛、住居等をセットで継承）、継承後の経営をサポート
- 2012年には畑作農家が経営継承組織を設立、その後、生産者グループによる経営継承組織が2団体設立され、現在4団体が活動
- 現在までに12組が新規就農（うち第三者継承11組）



農業者による事業展開の促進①

○ 農業の成長産業化を図るには、農業者による活発な事業展開を促していく必要。

○ 取組内容等に応じて、中心経営体による持続的な農地利用や認定農業者等による広域的活動・経営多角化等に対して、各種事業はもとより、融資面で後押しすることが重要。

○ 法人においては、融資以外に、出資により資金を調達する場合があるが、法人の農地取得については、

① 水管理・土地利用に支障が生ずるのではないかな

② 収益が上がらなければ、安易に農業から撤退するのではないかな

③ 農地を不適正利用（転用・転売、資材・産廃置き場化）するのではないかな

等を心配する声が存在。

○ このため、出資に関連して、農地所有適格法人要件の議決権要件（非公開会社要件を含む）によって農業関係者による農業（農地等）の決定権を確保しているところ。

撤退



・平成27年に自社の原材料確保のためにリース方式で農業に参入
・栽培ノウハウの不足により、自社の品質基準を満たさない上、予定収量を確保できず撤退

違反転用



・平成18年に農業法人が農地を取得したが、現在、その一部について隣接地所有者が砂利を敷き、駐車場として利用されている状況

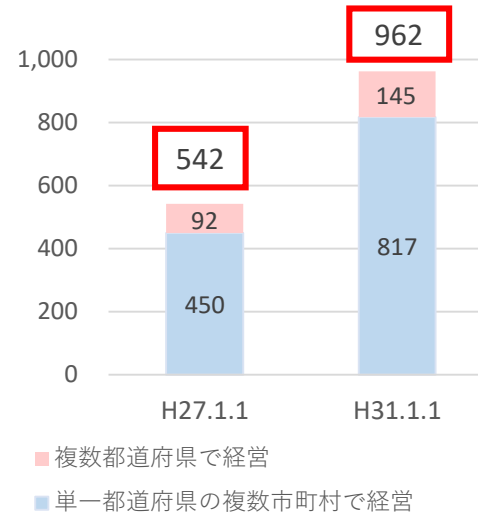
農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（非公開会社）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（関連事業を含む）
3. 議決権 農業関係者※が総議決権の過半を占めること
(※) 法人の行う農業に常時従事する個人
法人に農地の権利を提供した個人
法人に農作業を委託している個人
地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会 等
4. 役員 ①役員の過半が農業に常時従事（年間150日以上）すること
②役員又は重要な使用人が1人以上が農作業に従事（年間60日以上）すること

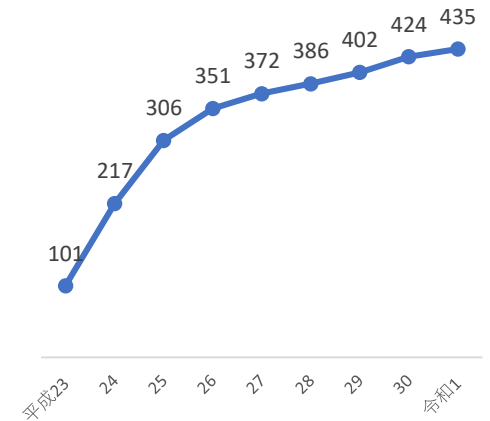
農業者による事業展開の促進②

- 一般企業の農地取得の場合と異なり、一定期間地域に溶け込み、既に所有している農地で実績を残している農地所有適格法人が、出資により資金を調達し、積極的に事業展開していけるようにすることについて、議決権要件で農業関係者による決定権を確保していること等との関係を考える必要。
- なお、農地所有適格法人の9割超は、農業関係者以外の者からの出資はないものの、農業関係者以外からの出資割合が40%超50%未満のものうち、2割強の法人が、融資で賄えない等から「支障がある」との回答。更なる出資を募るためには、自らも追加出資する等が必要。
- また、平成21年のリース方式の完全自由化は、所有農地がある法人には適用されず、議決権要件を充足する必要。

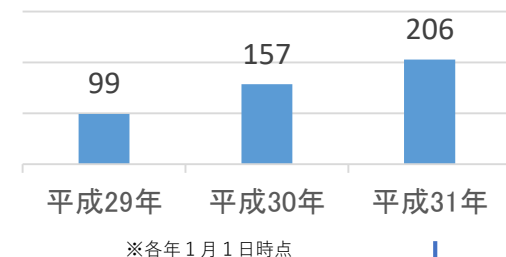
- 複数都道府県・市町村で経営を行う株式会社形態の農地所有適格法人数



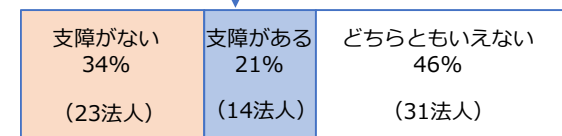
- 6次化計画の認定を受けた株式会社形態の農地所有適格法人の推移



- 農業関係者以外の者の議決権割合が40～49.9%の法人数
(株式会社形態の農地所有適格法人数)



- 現行の議決権要件の調査結果
(160法人のうち68法人が回答)



- 近年、農業支援サービス事業者によるドローンや自動収穫機等スマート農業技術等を活用した農作業受託を各地域で展開。
- 高齢化・人口減少による労働力不足が進む中、農作業の労働負担の軽減や農業機械の投資に係るコスト削減に農作業受委託が効果を発揮。
- 今後、人・農地プランの将来目標に向けて、農業支援サービス事業者が農作業受委託の受け皿となり、集約化を通じた地域の農地の持続的な利用が図られるよう、環境整備が必要。

ドローンを活用して作業受託を行う農業支援サービス事業者の事例 (株式会社SWIFT（島根県松江市）)

【概要】

○島根県・鳥取県の全域を対象に、**農薬散布作業等をドローンを活用して受託。**

○米を中心に、

- ・炎天下での手作業が辛い
 - ・ドローン散布に興味があるが所有するにはコストが高い
 - ・無人ヘリ散布での騒音、高コストに悩んでいる
- といった**農業者の農薬散布作業の悩みの解消に貢献。**

○委託者に資格取得等は不要で、散布の間も待っているだけ。
無人ヘリよりも騒音が少なく低コスト。

（例）

散布作業そのものは1ha10分程度で終了
ヘリ防除が2,500円/10aの地域で2,000円/10aで実施
※ 料金、作業時間は一例であり、条件により異なる

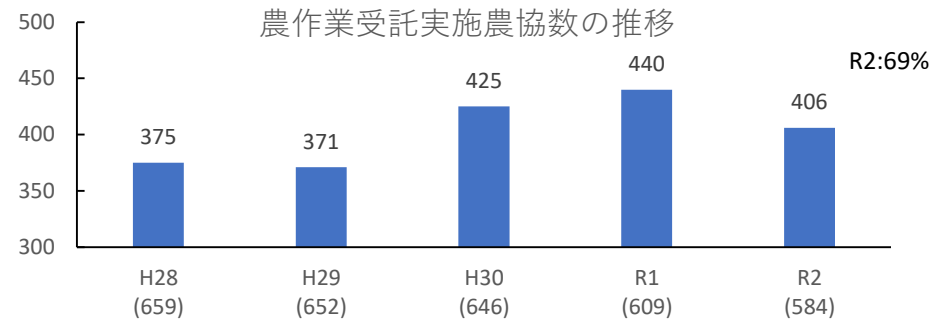
○農薬散布作業の受託のほか、ドローン散布の知名度向上も念頭に、ドローンの機体販売、**オペレーターを育成するスクールの運営等も実施。**



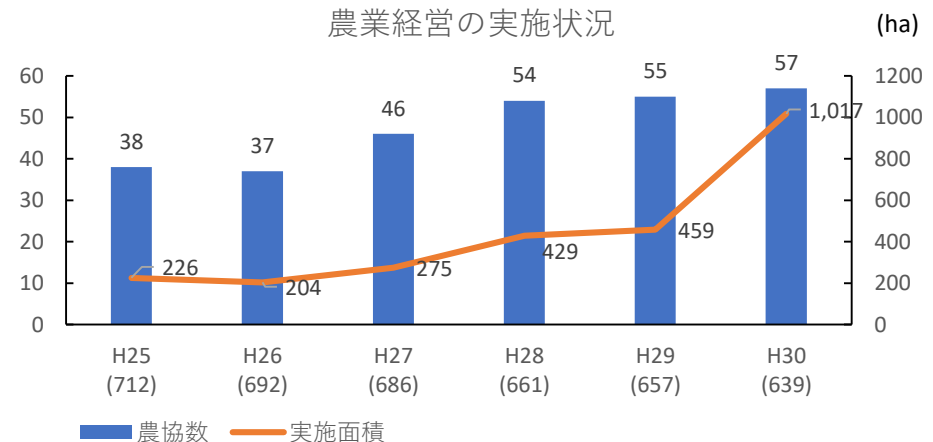
○ 農業の現場で労働力不足が進む中、**7割程度の農協**が何らかの形で**農作業を受託**しているが、農協ごとにと組に大きな差がある中、今後、**質・量ともに、組合員や地域の期待に応えられるようにする必要**。

○ **農協による農業経営**については、地域の要望を受けるなどして**1割程度の農協**が実施しているが、今後、**より多くの農協が取り組みやすくしていく必要**。

○ **農協が複数の農事組合法人を連携させる役割**を担い、これらの農事組合法人による**農作業受託・農業経営等を効率化**させている事例があり、こうした**連携を進めやすくすること**も重要。



資料：JA全中「全JA調査」
※ グラフ横軸の（ ）内の数字は調査対象JA数
※ JA出資法人で取り組んでいる場合等を含む



資料：農林水産省「総合農協統計表」
※ グラフ横軸の（ ）内の数字は調査対象JA数

農協による農作業受託
(三重県三重北農協)

【背景】

- 農協管内において農業者の減少、高齢化・後継者不足により耕作放棄地が増加。
- 地域の担い手も、条件が不利な圃場までは手が回らず、将来の地域農業の維持、農地の保全が不安視されていた。

【取組内容】

- 組合員の要望を踏まえ、地域農業の多様な担い手の育成・確保と農地の有効利用促進を目的に、2014年から全額出資子会社による農作業受託等を実施。
- 現在、水稻中心に耕起・田植え・収穫の作業を受託し、面積は年々増加傾向(累計面積：102ha)。
- 別途、農業経営も実施(35ha)。

【取組の体制】

- 子会社は、農協からの出向者(取締役1人、職員3人)と常勤パート2人を中心に、繁忙期は短期パート2人を加え事業実施。
- 若手職員(毎年50人程度)を対象とする農業体験研修や農業高校のインターン生の受入(2018年から累計15人)を行い、若い世代に農業の魅力を伝える場にも貢献。



水田における農作業風景

農協等による農業経営の事例

【農協による農業経営(えひめ中央農協<愛媛県>)】

- 農地の耕作放棄防止を求める組合員からの要望に対応するため、新規就農者に対する2年間の営農指導を行う研修センターを設置し、2013年から農業経営を実施。
- 取扱品目も作付面積も年々増加(品目：柑橘類、キウイ、ナス、ミニトマト、枝豆、レタス、そら豆、玉ねぎ、米。面積：6.8ha)。
- 今後も拡大を見込み、人材育成、雇用の創出に寄与。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
0.4ha	2.4ha	3.4ha	3.7ha	5.0ha	6.8ha

【全農による農業経営】

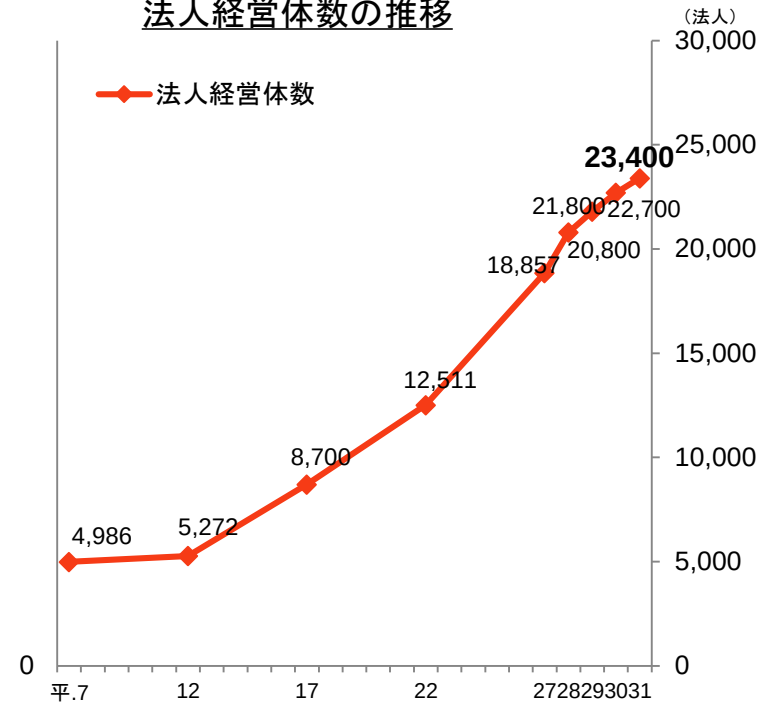
- 大規模投資が求められる畜産のような経営については、全農に期待する声大きい。
- 全農では、農協からの要望があった地域において、全農の保有する施設を用いて農場を整備し、2017年に農業経営(肉牛肥育)を開始し、現在以下8県17農場で、約5200頭を肥育。
- これにより、担い手育成、地域の生産基盤の強化、地域畜産ブランドの維持に寄与。

岩手県	1農場	160頭	石川県	5農場	350頭
宮城県	4農場	1230頭	岐阜県	1農場	400頭
長野県	1農場	270頭	兵庫県	2農場	1100頭
富山県	3農場	590頭	広島県	2農場	1130頭

労働力の確保①

- 高齢化・人口減少の進展により基幹的農業従事者の減少が続く中、農業法人は増加しており、**農業現場において労働力の確保が重要**となっているところ。
- 加えて、収穫期などの農繁期の短期的労働力の確保の必要性も高まっている。
- こうした中、地域では、産地間連携による労働力調整やサービス事業体等による人材派遣などの取組も見られるところ。

法人経営体数の推移



注1：法人経営体は法人形態の組織経営体のうち販売目的のもので、株式会社、有限会社のほか、農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

注2：法人の家族経営体（いわゆる一戸一法人）は、経営体数に含まない。

【出典】：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」により作成。

臨時雇いの推移

	H12	H17	H22	H27
雇い入れた経営体数（万経営体）	54	48	43	29
臨時雇い延べ人日（万人日）	3,375	3,384	3,436	2,482
1経営体当たりの臨時雇用人日	62.4	70.3	80.5	85.6

資料：農林水産省「農林業センサス」により作成

労働力の確保②

- 農業分野は、**労働基準法の適用除外**(「休日」「労働時間」等)、**労働保険加入の特例**が認められているところ。
- 他方、雇用労働者等からは「**仕事の拘束時間が長い**」「**労働時間の管理が不明確**」等の声。
- 今後、生産年齢人口が大きく減少し、**他産業との人材獲得競争が厳しくなる中で、必要な労働力を確保していくため、働きやすい労働環境づくりを進める必要**。

農業法人の雇用労働者等の声

- ・ 農業現場の労働環境を改善しないと、他産業の求人と比較したときに見劣りしてしまい、人が集まらない。
- ・ 仕事の拘束時間が長い。
- ・ 労働時間の管理が不明確。
- ・ 土日の勤務があり、将来結婚した時に子育てしにくい。
- ・ 個人経営で社会保険に加入していないことに不安を感じる。

※農業法人等の離職者からの聞き取り調査(農林水産省調べ)

労働基準法の適用状況等

		農業分野における適用状況
労働基準法	労働時間 (1日8時間、1週間40時間以内)	適用除外
	休憩 (労働時間6時間で45分以上、8時間で1時間以上)	適用除外
	休日 (毎週1回、4週4日以上の日を定める)	適用除外
	時間外及び休日の労働 (36協定の提出、1ヶ月45時間、1年360時間以内)	適用除外
	時間外及び休日の割増賃金 (時間外125%以上、休日労働135%以上)	適用除外
労働保険	労災保険	原則と異なる要件で適用 (原則1人でも雇用者がいれば強制加入だが、農業分野は「労働者常時5人未満の個人事業主」が任意加入)
	雇用保険	
社会保険	健康保険	原則と異なる要件で適用 (原則「労働者常時5人未満の個人事業主」を除き強制加入だが、農業分野等は法人事業所のみ強制加入)
	厚生年金	